

県有財産有償貸付契約書

貸付人 島根県（以下「貸付人」という。）と借受人〇〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に規定する定期建物賃貸借契約県有財産有償貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が、県有財産であることを常に考慮し適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は次のとおりとする。

施設名	所在地	区分	貸付場所	面積
島根県立男女共同参画センター	島根県大田市大田町 大田イ236番地4	建物	本館1階	3.32㎡
			本館3階	

（使用目的）

第3条 借受人は、貸付物件を第4条に定める期間中、自動販売機の設置場所（以下「指定用途」という。）に自ら供しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「自動販売機の規格及び遵守事項等」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は令和8年10月1日から13年9月30日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間満了時において契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付物件の貸付料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇円）とする。

2 借受人は、第1項の貸付料を、貸付人が発行する納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。

令和8年度 金 円（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇円）

令和9年度 金 円（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇円）

令和10年度 金 円（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇円）

令和11年度 金 円（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇円）

令和12年度 金 円（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇円）

令和13年度 金 円（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇円）

（必要経費の支払）

第7条 自動販売機の設置運営に必要となる電気料金等の必要経費については、借受人が負担するものとする。

2 借受人は、第1項の必要経費を、貸付人が指示する方法により指定された期日までに納付しなければならない。

（遅延利息）

第8条 借受人は、正当な理由によらないで貸付料及び必要経費を指定された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年3.0パーセントで計算して得た金額に相当する遅延利息を貸付人に支払わなければならない。

ただし「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率」により支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第9条 貸付人は、消費税及び地方消費税について税率が変更された場合又は貸付人が貸付物件につき特別の費用を負担することになった場合は、貸付料の増額を請求することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第10条 借受人は、貸付物件の使用権を譲渡し若しくは転貸してはならない。

（物件の保全義務等）

第11条 借受人は、貸付物件を善良なる管理者の注意を持って維持しなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を貸付人に報告しなければならない。

（修繕義務）

第12条 貸付人は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良、その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

（費用負担）

第13条 自動販売機（電気、水道の子メーターを含む。）の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。

（使用上の損傷等）

第14条 借受人は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又は毀損した場合において、貸付人が要求するときは自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第15条 貸付人は、貸付物件について随時その使用を調査し、又は借受人に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 借受人は、前項の規定による貸付人の調査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の報告を怠ってはならない。

3 貸付人は、第1項の規定により借受人から貸付物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、貸付期間の満了又はこの契約解除により実施する公募において、この売上実績を公表することができる。

(違約金)

第16条 借受人は、第4条に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として貸付人に支払わなければならない。

(1) 第15条に定める義務に違反した場合

貸付料の10パーセントに相当する額

(2) 第3条第1項、同条第2項又は第10条に違反した場合

貸付料の30パーセントに相当する額

2 前項に定める違約金等は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 借受人が本契約に定める義務に違反した場合及び当該物件の管理が良好でないと認める場合に、貸付人が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、借受人がそれを是正しないとき

(2) 貸付人が、貸付物件を県又は公共団体において公共用、公用又は県の事業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたとき

(3) 借受人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(原状回復)

第18条 借受人は、第4条に定める貸付期間が満了するときは貸付期間の最後の日までに、前条の規定により契約の解除があったときは貸付人の指定する期日までに、貸付物件を原

状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付物件を現状において返還することを貸付人が認めるときは、この限りではない。

(損害賠償等)

第19条 借受人は、本契約に定める義務に違反したため貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 借受人は、本契約が終了したとき又は、第17条の規定により本契約を解除されたことによって貸付物件を返還する場合において、前条の規定に違反したときは、指定した日の翌日から貸付物件が返還された日までの期間について、当該物件の損害金として、貸付人の定める基準により算定した貸付料の2倍に相当する額を貸付人に支払わなければならない。

(責任の負担)

第20条 貸付人は、貸付物件における火災、風災害、事故その他一切の原因による借受人の損害につき賠償義務を負わないものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第21条 借受人は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、借受人の負担において賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 借受人は、第4条に規定する貸付期間が満了し、又は第17条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、借受人が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定等)

第24条 本契約に関し疑義があるときは、貸付人と借受人とが協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴の管轄は、貸付物件の所在地を管轄区域とする松江地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人及び借受人の両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸付人 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也

借受人